

施設基準等に係るお知らせ

2026年6月の診療報酬改定に伴い以下の3項目が新設されました。

1. 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

党員に勤務する職員の賃金改善のため以下の診察時に所定の点数が加算されます。

(1)	初診時	17点
(2)	再診時等	4点
(3)	訪問診療時	
	ア 同一建物居住者等以外の場合	79点
	イ ア以外の場合	19点

2. 物価対応料

物価高騰への対応として以下の診療時に所定の点数が加算されます。

(1)	初診時	2点
(2)	再診時等	2点
(3)	訪問診療時	3点

3. 特定機能病院等紹介患者受入加算

特定機能病院や地域医療支援病院からの紹介により初診時に所定の点数が加算されます。

初診時	60点
-----	-----

医療法人 社団 亀田医院
伊保内診療所 院長